

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	阿久根市 生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

阿久根市長

公表日

令和3年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行っている。 主に以下の事務を行う。 ①保護世帯開始決定およびケース記録管理 ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費および各扶助費（生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭）の決定および支給 ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行 ④支払基金からの医療請求内容の確認 ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認 ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握および相談業務の実施 ⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関および保険会社等への調査
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 阿久根市個人情報の利用等に関する条例（番号法第9条第2項）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供事務） 番号法第19条第8号、第9号、第11号 別表第二 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、 第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33 条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3 別表第2：右欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1,2,5） 別表第2：右欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（1,2） （情報照会事務） 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3：なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 早瀬 則浩	生きがい対策課長 山元 正彦	事後	
平成29年4月1日	①部署	生きがい対策課	福祉課	事後	
平成29年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 山元 正彦	福祉課長 山元 正彦	事後	
平成30年4月1日	②所属長	福祉課長 山元 正彦	福祉課長 川畑 幸博	事後	
平成31年4月1日	②所属長	福祉課長 川畑 幸博	福祉課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	IV リスク対策	－	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月19日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15項	番号法第9条第1項 別表第一 15項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 阿久根市個人情報利用等に関する条例(番号法第9条第2項)	事後	
令和3年8月19日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第二 26項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号,第9号,第11号 別表第二 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条,第9条,第11条,第12条,第13条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第25条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第58条,第59条の2の2,第59条の3 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3 別表第2:右欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(1,2,5) 別表第2:右欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(1,2) (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3:なし	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更

[illegible]